

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2025 年度 事業計画

2024 年 12 月

## I. はじめに

現在、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称「持続可能な開発目標（SDGs）」）の達成に向けて、多様なセクターが協力し、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で5歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②すべての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の3つを優先課題とした意欲的な目標を掲げている。この戦略は2016年から実施されてきた。

世界の子どもたちを取り巻く課題は甚大かつ長期化深刻化している。加えて、社会的・経済的・政治的環境の激しい変化による影響を、直接的あるいは間接的に受け続けている。具体的には、必要な保健医療サービスを受けられない10億人の子どもたち、学習することができない4億5千万人の子どもたち、紛争やジェンダーに基づく暴力に直面している4億人以上の子どもたち、貧困ライン以下で生活している7億1千500万人の子どもたちがいる。そして、こうした危機的な状況にある子どもたちを取り巻く環境は、改善するどころか、紛争や気候危機、感染症の世界的な大流行といった要因により、2021年には30年ぶりに後退し、国内外で差別や格差などが拡大している。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略で掲げた目標の達成に向け、2025-27年の中期目標を掲げている。

### 2025-27年セーブ・ザ・チルドレン全体の4つの目標

- 1) **人生の健全なスタート**：3億人以上の子どもたちが、質の高い基礎的な保健・栄養サービスを  
 衡平に利用できるよう貢献する。
- 2) **安心して学校に通い、学ぶことができる**：1億5,000万人以上の子どもたちがウェルビーイングと  
 学習の成果を得ることに貢献する。
- 3) **暴力のない生活**：紛争や性的・ジェンダー暴力の影響を受けた1億人以上の子どもたちが守ら  
 れることに貢献する。
- 4) **セーフティネットと回復力のある家族の実現**：2億人以上の子どもたちが、社会的保護や現金  
 給付を含めた直接的な支援の恩恵を受けることに貢献する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2030年までの長期戦略目標実現のために、2025-2027年に全世界で、セーブ・ザ・チルドレンが取り組む上記の中期目標に沿って、次の通り、自らの中期目標ならびに目標達成のための実施戦略を策定した。

### 2025-27年セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの中期目標

- 1) 特に取り残された子どもたちの権利を保障する
- 2) 日本における子どもたちの権利を推進する
- 3) 大規模災害・人道危機・気候変動の影響を受けた、または受けやすい子どもたちの権利を保障する

## II. 2025年活動計画概要

2025年度は、前述の2025-27年中期目標の実現のために、以下の事業を実施する。

近年、世界各地で紛争や政変の影響が長期化、複雑化する傾向があり、また、気候変動の影響や、大規模な自然災害の発生を受け、緊急・人道支援のニーズは、かつてないほどに高まり、かつ多様化している。

そのような社会情勢のなか、セーブ・ザ・チルドレンは、複雑化する事象に複合的に対応できるよう、子どもたち自身や子どもを取り巻くコミュニティ全体のレジリエンス強化に資するような取り組みに引き続き注力する。

### i. 海外の子どもを取り巻く課題に関する活動

海外での事業展開に関しては、2022年から2024年にかけて新規事業国への展開をほぼ計画通りに達成できた。2025-2027年は、これまでの事業国展開を維持しつつ、2030年までの目標達成に向け、引き続き1) 人生の健全なスタート（保健・栄養分野）、2) 安心して学校に通い、学ぶことができる（教育分野）、3) 暴力のない生活（子どもの保護分野）、4) セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減分野）の4分野を中心に、アジア、中東、東欧、アフリカ地域において事業を実施する。そのほか、緊急・人道危機発生時の支援を適宜実施する。また、気候変動に対するレジリエンス強化と精神保健・心理社会的支援、子どもの参加とアドボカシー、多様性・包摂性・公平性については、上記1) -4) の各分野にまたがる要素として重点的に取り組んでいく。

さらに、脆弱性の高い立場に置かれた子どもたちの状況をより根本的、構造的に改善することを目指し、日本政府をはじめとする国際社会が子どもの権利を保障する責任を果たすよう、日本においてアドボカシー活動を行う。

#### アジア地域：

##### 人生の健全なスタート（保健・栄養分野）：

カンボジアでは、消耗症に関する研究結果に基づき、多様で栄養価の高い作物の生産支援と栄養改善活動を通じた、乳幼児発達支援事業を新たに開始する予定である。

ベトナムでは、2023年に開始した、少数民族の生計向上のための農業及び栄養改善事業ならびに、母子の健康促進を目的とした、思春期の性と生殖の健康サービス改善事業を引き続き実施する。

モンゴルでは、包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業を実施する。

バングラデシュでは、引き続きミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境や居住環境の改善事業を実施する。

##### 安心して学校に通い、学ぶことができる（教育分野）：

カンボジアでは、インクルーシブ教育に関するニーズアセスメント調査事業を実施する。

モンゴルでは、教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education：GPE）の現地執行団体として、モンゴル教育科学省及び関係団体と連携し、包摂的かつ公平で質の高い教育の提供を目的とした事業の実施を継続する。

### **暴力のない生活（子どもの保護分野）：**

カンボジアでは、2022年に開始した、体罰・暴力・いじめ行為のない学校づくり支援事業を引き続き実施し、1、2年次で行った研修内容やメカニズムの定着を目指す。また、法子どもたちのエンパワメントを通じた暴力撤廃促進事業を実施する。

さらに、カンボジアとラオスにおいて、コミュニティ主導の子どもの保護メカニズム構築に係るパイロット事業を引き続き実施し、事業の成果と学びを取りまとめる。

モンゴルでは、民体罰・暴力・いじめ行為のない学校づくり支援事業を引き続き実施する。

バングラデシュにおいては、2024年に、特に青少年を対象とした子どもの保護の課題対応および社会福祉行政の能力強化事業を継続して実施するほか、児童労働を始めとする子どもの保護に関する地域および社会福祉行政の能力強化事業を新たに開始する予定である。

### **セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）：**

インドネシアでは、環境保全団体である世界自然保護基金（World Wildlife Fund：WWF）と協力し、スマトラ島における森林コミュニティにおいて持続可能で環境にやさしい生計向上支援と、子どもの教育・保護の促進に向けた連携パイロット事業を実施する。ベトナムでは、気候変動に強い沿岸コミュニティ作りに向けた啓発・調査・カーボンクレジット認証事業を実施する。

モンゴルでは、農村部の青少年対象実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキルの養成支援事業を継続して実施する。また、首都ウランバートル市郊外において、子どもたちと共に植林・啓発事業を実施する。

バングラデシュでは、青少年に対する支援強化の一環として、2022年に開始した青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上のための事業を継続して実施する。

ブータンにおいては、子どもに優しい社会的保護支援事業を実施する予定である。社会的保護制度について情報収集・分析を実施し、セーフティネットから取り残されている子どもを特定し、そのような子どもたちが包括される社会的保護制度の構築を目指す。

### **中東地域：**

#### **安心して学校に通い、学ぶことができる（教育分野）：**

イエメンでは、紛争や自然災害の影響に対応するため国内避難民キャンプにおけるノンフォーマル教育事業を実施する。

レバノンにおいて、シリア難民およびホストコミュニティの子どもを対象とした教育支援事業を継続して実施する。

#### **セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）：**

トルコでは、2023年に開始した、シリア難民およびホストコミュニティの青少年と女性を対象としたレジリエンス向上のための生計支援および心理社会的支援事業を継続して実施する。

パレスチナ自治区ガザ地区で2023年に開始した、脆弱性の高い状態に置かれた青少年の雇用機会と収入源の確保、持続可能な農業の実践を通じた青少年の生計向上支援事業については、人道

危機の影響も踏まえ、現地の状況を見極めつつ事業継続可否を判断し対応する予定である。

#### **東欧地域：**

##### **暴力のない生活（子どもの保護分野）：**

2022年2月に発生したウクライナ危機により、多数の難民を受け入れている周辺国の一つであるルーマニアにおいて、ウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための教育・心理社会的支援事業を実施する予定である。

#### **アフリカ地域：**

##### **人生の健全なスタート（保健・栄養分野）：**

ウガンダ東部において、2023年に開始した母子の栄養改善事業を継続する。

マダガスカルでは、2024年に単年度事業として開始した食料・栄養支援、生計向上支援事業の知見を活用し、後続の第2期事業の開始を目指す。

ルワンダでは、2023年に開始した低コスト・プライベートクリニックのモデルづくりのためのパイロット事業を継続する。

##### **安心して学校に通い、学ぶことができる（教育分野）：**

モザンビークにおいて、2024年より開始した、子どもと青少年を対象とした教育へのアクセス改善およびレジリエンス向上支援を継続する。

##### **暴力のない生活（子どもの保護分野）：**

ウガンダ北西部において、2023年より実施している、子どもの保護システム強化事業を継続する。また、同地域で体罰に寄らない子育てや子ども参加を促進する活動を実施する。

南スーダンでは、2022年に開始した、子どもの保護および性とジェンダーに基づく暴力（Sexual and gender-based violence：SGBV）に関する予防と対応の強化を目指す。

##### **セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）：**

マダガスカル南東部において、2024年に開始した事業を継続し、青少年のエンパワーメントを通じた貧困削減と栄養改善を目指す。

また、ウガンダ東部およびマダガスカル南東部における事業において、母子の栄養改善に資するよう、農家や青少年の生計向上支援や気候変動型適応農業の技術支援を行う。

##### **保健・栄養アドボカシー（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）：**

子どもたちが誰一人取り残されることなく、質の高い包括的な保健・栄養サービスを受けることができるよう、プライマリーヘルスケア、母子保健、栄養、保健医療人材といった保健システム強化に寄与する分野へのさらなる拠出を2025年の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）などを通して訴えていく。

また、Gaviワクチンアライアンス、グローバルファンド、グローバル・ファイナンス・ファシリティ（Global

Financing Facility : GFF) といった、乳幼児死亡の根絶に寄与するグローバルヘルス・イニシアティブに対する日本政府の拠出が拡充されるよう働きかけを行う。

さらに、衡平な保健システム構築や保健財政の議論に日本政府が積極的にコミットし、日本政府が提唱するUHC(Universal Health Coverage)ナレッジハブの構築や、グローバルヘルス・イニシアティブ間の連携促進に向けて、強いリーダーシップを発揮することを求め、UHC達成に向けた日本の行動計画を策定するよう政策提言を行う。

#### **教育アドボカシー（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）：**

教育協力 NGO ネットワーク（Japan NGO Network for Education: JNNE）との連携のもと、基礎教育に対する十分な資金拠出に加え、緊急下の教育への支援拡充、特に緊急下の教育向けの基金である「教育を後回しにはできない（Education Cannot Wait: ECW）」への日本からの拠出継続・拡充を、2025年8月の TICAD9に焦点を当てつつ、目指す。加えて、2026年度のECWへの継続拠出を見据え、TICAD9後の重点地域などについてECWと協議の上、外務省などへの働きかけを行う。

啓発活動としては、2023-24年度に事務局を務めた「SDG4教育キャンペーン」でJNNE加盟団体とともに制作・発信したコンテンツを活かし、「紛争下の教育」を中心に国際教育協力の必要性について、授業・セミナー企画やイベント出展、SNS発信などを通じて、子どもや若者をはじめ広く社会一般に訴える。またモメンタムに応じて、適時ユースとともにアドボカシー活動を行う。

#### **子どもに対する投資拡大アドボカシー：**

世界的にODAを含む公的資金の大幅な増加が見込めない中、開発途上国に向けた、国内資金動員、債務削減、国際的な税の枠組みの改善など、より多様で持続可能な開発資金の拡大にむけた働きかけを継続・強化する。

また、緊急人道事象発生時には、人道危機下に置かれた子どもに対する日本政府の資金拠出や支援拡大にむけ、適時・適切に働きかける。

#### **ii. 日本の子どもを取り巻く課題に関する活動**

2025-2027年の3ヶ年中期計画に基づき、国内における事業を実施する。各事業を通して、取り残されがちな子どもに特に焦点を当て、子どもたちが自分らしく生き、育ち、まなび、守られ、参加できる状態を目指す。

2025年は、経済的、またはそれ以外の困難を抱える当事者の子どもたちの声が聴かれるよう機会を企画したり、セーブ・ザ・チルドレンや市民社会の政策提言などに反映したりして、政府や自治体の子ども支援策に影響を与えるよう取り組み、国・自治体による子どもの権利に基づく政策・施策を推進する。

さらに、子どもの権利の普及・啓発活動、子どもの権利の実現に向けた子どもたちの主体的な参加のサポートにも取り組む。

#### **子どもの貧困問題解決：**

セーブ・ザ・チルドレンは、経済的に困難で、より脆弱性の高い子どもや保護者を対象に、0歳から18

歳の子どもの育ち・学びを包括的に支援する。また、国や自治体の子どもの貧困政策に関連し、子どもの声が聴かれるような機会をつくる。

直接支援は、子どもの育ちとまなびを支えることを目的に、以下の5つのプロジェクトを実施する。

- ① 経済的・生活上の困難がある世帯の子どもが安心して学校生活を送ることができるように、中学校と高等学校などに入学する子どもたちを対象に、入学に関わる費用の一部を給付する「子ども給付金～新入学サポート～」(全国対象、春)
- ② 高校生世代が、高校生活を続けることができ、また自分らしい進路選択ができるようになることを支援する継続型の「子ども給付金～高校生活まなびサポート～」(宮城県石巻市、3年継続)
- ③ 低所得世帯の育児費用の負担軽減を目的として新生児向けの育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」(全国対象、春・秋)
- ④ 家庭の経済状況によって多様なまなびや体験の機会を得にくい子どもたちを対象とした「子ども体験プログラム」(夏～秋)
- ⑤ 長期休暇期間中の子どもの食を支えるために、全国を対象とした「子どもの食 応援ボックス」(全国対象、夏・冬)

こうした直接支援でつながった世帯にアンケートや聞き取り調査を行い、経済的・生活上で困難がある子育て世帯の生活状況、説得力のあるデータや生の声を収集し、短期・中長期的に必要な支援策を政府や自治体に提言する。2024年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、法律名と目的に子どもの貧困の解消が明記されたことを踏まえ、実効性ある施策が行われるよう、行政に働きかけを行う。

2025年は、直接支援でつながった中高生世代を対象に、子どもの貧困を解決していくために必要な政策や施策について、子どもの声を直接聴く機会を積極的につくる。加えて、子どもたちと行政関係者・議員との対話の場を設けるなど、子どもの意見表明とエンパワメントに力を入れる。

啓発活動では、直接支援に基づいた調査結果や利用者の声に基づくSNSでの発信や報告会の実施、また、特設サイトの更新などを行い、より多くの市民が、子どもの権利の視点から、社会全体で子どもの貧困に取り組む必要性を感じることができるよう取り組む。

## **防災（災害リスク軽減）：**

### **災害時の子どもの保護・支援のキャパシティ・ネットワーク強化**

災害時に子どもが必要な支援を受けられるよう、子ども支援者の能力強化のための機会提供を継続する。具体的には、引き続き、「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid：PFA for Children）」を中心に、「こどもひろば（Child Friendly Space：CFS）」「人道行動における子どもの保護の最低基準（Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action:CPMS）」の各研修を、年間を通して実施する。

避難所などで配布する緊急子ども用キットの平時からの準備と連携先での保管、各種緊急支援に関するマニュアルの改訂、オペレーション用ツールの見直しを進め、有事の際に迅速に対応できる内部体制を

整える。また、災害時に、子ども支援団体が必要に応じて連携できるよう、平時から情報共有できる団体間ネットワークの構築をリードする。

### **災害が起きた時のリスク軽減や子ども参加に関する情報を子どもたちに届ける**

イベントやワークショップを通して子どもに災害時の行動や備えについて伝えるとともに、防災計画などに子どもが参加することの重要性を働きかけていく。特に障害のある子ども、外国ルーツ、LGBTQなど社会的により脆弱な立場にある子どもが、災害時に直面する課題や状況について、セーブ・ザ・チルドレンのサイトやSNSを通して、子どもが分かりやすいよう、動画などを用いて発信し、権利の視点から子どもたちが防災や緊急支援を考える機会を提供する。

### **放課後児童クラブ（学童保育）の防災強化促進**

公的支援が薄く、人的・予算的な問題から防災に関する取り組みが課題となっている放課後児童クラブ（学童保育）の防災強化を目的に、学童保育に常備する非常用持ち出し袋などの備品提供や、支援員・子ども向け防災ワークショップの実施、また自治体と連携して防災マニュアルの見直しを引き続きサポートする。

また、これまで支援を実施してきた佐賀県および熊本県の学童保育とのつながりをもとに、2025年は九州地域の他県での展開を進める。同時に全国の学童保育の防災強化を促進できるよう、今まで佐賀県や熊本県で実施してきた研修や備品支援の事例をパッケージ化し、全国学童保育連絡協議会や学童保育学会といった影響力のある団体を通しての普及を開始する。

### **緊急・復興支援：**

#### **2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援の継続**

2024年1月1日に発生した能登半島地震と、同年9月に発生した奥能登豪雨の影響もあり、2025年も引き続き必要な支援を進めていく。

具体的には2024年に実施した子どもアンケートや給付金受給世帯の声をもとに、文化・スポーツ活動への支援や地域で活動する団体への支援、子どもたちの活動など復旧・復興期のニーズに合わせた活動を進めていく。

また、地域の行政や団体と連携し、今後の能登の復興支援などについて、子どもの意見を聴く機会を設けることを検討する。

### **地域NPO支援：**

地域NPO支援は、NPOへの資金提供や組織基盤強化のサポート、事業における子どもの権利保障のためのサポートを通じて、地域における「誰ひとり取り残さない」活動の実践、子ども支援NPOの継続と発展、子どもの権利の保障・普及の取り組みなどを支援することを目的としている。

2025年は以下の助成プログラムを実施する。

- ① 「子ども・地域おうえんファンド」：2022 年秋から開始した公募助成プログラムで、1年に最大5団

体を採択し3年間支援を継続する。2025年は第4回公募を夏に実施し、合計で最大16団体を支援する（2022年4団体、2023年4団体、2024年3団体、2025年5団体を想定）。本助成プログラムは、事業への助成金拠出に加え、2年目からは組織基盤強化を支援する点が特徴である。これらの支援を通じて、全国で、より取り残されがちな子どもたちへのさまざまな支援活動を推進する。また、助成にあたり、子どものセーフガーディングの取り組みや、助成対象活動における子ども参加の仕組みを重視する。

- ② 「まなび・体験ファンド」：2023年から開始した単年度、小規模の公募助成プログラムで、多様なまなび・体験の機会を提供する地域の非営利団体を支援し、年間5団体程度を想定している。助成対象事業において子どもの主体的な参加を重視している。
- ③ セーブ・ザ・チルドレンの事業と連携・協働できる団体への助成：2024年に引き続き、佐賀県放課後児童クラブ連絡会による学童防災に関する調査と提言活動へ助成する。2025年は、2024年までに実施した基礎調査や学童支援員へのインタビュー、子ども防災ワークショップの各活動の結果を活用しながら、佐賀県および各市町への政策提言と、支援員などへの啓発を進める。2025年2月終了予定。

上記の助成プログラムを実施しつつ、セーブ・ザ・チルドレンによる貧困問題解決事業や子ども参加などの提言活動に資するよう、助成先団体を通して子どもや保護者の声を聴くことに努める。

### **子どもの権利に基づく政策推進と子ども参加の仕組みづくり**

国や自治体が、子どもの権利に基づく政策・施策を作成し、予算拡充が進むよう働きかける。2023年度・2024年度に開催した「自治体職員向け勉強会」で得られた自治体からの課題意識も踏まえ、「子ども参加」の仕組みの構築と適切な運用・拡充、実現に対する政策提言を引き続き行う。

国連・子どもの権利委員会による次回日本審査時に、特に貧困や大規模災害の影響を受けた子どもなど権利侵害の当事者の子どもたちの声が反映されるよう、他団体・ネットワークと連携する。

2024年に行った「子どもの権利条例・権利救済機関に関する自治体アンケート」で得られた調査結果を活用し、勉強会の開催などを通して子どもの権利条例の制定と子どもの権利救済機関の設置のための働きかけを行う。

### **教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施**

2022年度より開発を進めてきた子どもの権利の理解・実践を促進するアクティビティ教材の普及啓発・提言を強化する。2024年度に続き、学校や子どもたちとのネットワークを拡大し、その意見を反映しながら、教材コンテンツの充足や改訂を行う。

また、自治体・学校・子ども関係団体などの現場、および関連省庁や教育委員会などの教育政策に関わるステークホルダーへのアプローチを行い、子どもの権利教育を実施する教員・学校の数を増やすとともに、教材の普及と子どもの権利教育に関する提言に向けて、関係者へのヒアリングや調査を計画・実施する。

子どもの権利に関する学校・自治体やNPOなどからの講演・研修・ワークショップの依頼にも、引き続き対応していく。

## 子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

子どもたちが情報を得て、意見を表明する権利を持っていることや、声をあげることの重要性を理解し、子どもの権利の実現のための活動を主体的に行えるようにするための子ども向けウェブサイト「あすのコンパス」を2024年に公開した。2025年は第2フェーズとして、子どもの権利およびセーブ・ザ・チルドレンが取り組む子どもを取り巻く社会課題に対する子ども・ユースの理解を促進し、意見形成や意見表明のサポートができるよう、質の高い子ども向けコンテンツの安定的な運用を通じて、子どもへの情報提供・機会提供を強化する。

加えて、子どもたちとつながり、イベント、キャンペーンへの参加の呼びかけやアンケートなどの意見募集を行うためのデータの管理・運用について検討を行い、オンラインコミュニケーションプラットフォームとしての機能を強化する。

## III 中期目標を達成するために

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、前述の中期目標の達成のために、下記に取り組む。

### 1. さらなるインパクトをもたらすために

#### 1) 子どもとともに、子どもたちのために、社会に対して声をあげるために中心的な役割を果たす

- i. 特に取り残されがちな子どもたちの声が聴かれるよう活動を推進する。
- ii. 子どもたちとの関係構築を進め、子どもやユースが国内外の社会課題を理解し、意見形成と意見表明を行えるようエンパワーする。
- iii. さまざまな手法を活用して直接または間接的に子どもたちの声を発信し、政策提言や社会啓発につなげられるようにする。

#### 2) 子どもたちの課題を解決するための変化をもたらすために、調査研究を強化し、エビデンスに基づく事業活動を推進する

- i. 取り残されがちな子どもや保護者の実情を明らかにし、政策提言につながる調査研究を推進する。
- ii. アンケート調査などによるエビデンス構築を行い、変化をもたらすための説得力と影響力の向上をはかる。
- iii. 自己資金事業に関する評価を実施し、学びを取りまとめる。
- iv. その他関連事業における調査研究を推進し、専門的な知見やエビデンスに基づく事業活動を強化する。

#### 3) 戦略的なパートナーシップを強化・拡大する

- i. 地域NPOや全国の市民ネットワークと、調査や政策提言の分野で効果的に連携する。
- ii. NPO・NGOネットワークに戦略的に関わり、子どもの権利実現に向けてインパクトを創出する。
- iii. 子ども支援や育成に関わる団体やネットワーク、市民社会などに対し、子どものセーフガーディングの

啓発や研修活動を行い、その普及を行う。

## **2. 組織・ガバナンス強化のために：戦略・事業活動・政策提言の成果について、子どもたちや地域の関係者に対するアカウンタビリティを強化する**

### **1) 組織・人材：職員の専門性を活かした効果的な協働や連携のため、組織力を強化する**

- i. 職員の成長を支援する育成・研修体系を構築し、専門性と意欲の高い人材を確保する。
- ii. 職員それぞれの専門性を活かして相互に協働する体制を構築し、発展・変革を実現する組織風土を醸成する。
- iii. 多様性を尊重し、安心安全かつ風通しの良い組織風土を深化させ、組織へのコミットメントを高める。
- iv. リスクマネジメントとして、定期的なリスク要因の見直しとそれに対する BCP 施策を効果的に運用し、盤石な組織基盤を形成する。
- v. 組織運営および事業実施において、子ども・家庭・地域および職員も対象とする包括的なセーフガードの維持と強化を図る。

### **2) アカウンタビリティ：戦略・支援・政策提言の成果について、子どもたちや地域の関係者に対するアカウンタビリティを強化する**

- i. 予算管理、案件リスク管理体制を強化する。
- ii. 事業の質を高め、資金をより効果的・効率的に活用する。また会計処理をさらに効率化し、収支の実績を迅速かつ正確に共有して、予実を精緻に管理する。
- iii. 子どもたちの声を聴くプロセスにおいて、分かりやすく適切な形で情報提供とフィードバックを行う。

### **3) デジタル・技術：効果効率の高い事業、広報、ファンドレイジング、組織運営を推進するため、デジタルや技術の活用を強化する**

- i. より一層のIT化による働く環境の徹底効率化とセキュリティ高度化を推進する。
  - 各部署の業務にIT利活用を図り業務効率を向上する。
  - 業務遂行のサポートを目的としたAIを導入する。
- ii. 新たな脅威に対するセキュリティ対策強化、全スタッフのITリテラシー向上を推進する。

## **3. 活動の基盤強化のために**

- 1) **資金調達：民間(個人、企業、財団など)からの資金調達を着実に拡大し、資金調達の多様性・安定性を確保する**
- 2) **対外広報：子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促すための広報活動を強化する**

## 2025年度実施予定事業一覧

### a. 海外の子どもを取り巻く課題に関する活動

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア・北東アジア地域				
カンボジア	カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業（第3年次）	子どもの保護・教育	コンポンチャム州カンメア郡	受託収入（外務省）、寄付金等
	カンボジア・コッコン州における栄養価の高い農作物へのアクセス向上と栄養改善活動を通じた乳幼児発達支援事業（第1年次）（予定）	保健・栄養	コッコン州	受託収入（外務省）、寄付金等
	コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業	子どもの保護	コッコン州	寄付金等
	子どもたちのエンパワーメントを通じた暴力撤廃促進事業	子どもの保護	コンポンチャム州カンメア郡	寄付金等
	カンボジアにおけるインクルーシブ教育のニーズアセスメント事業	教育	4州8郡	寄付金等
ラオス	コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業	子どもの保護	ルアンパバーン県ナムバーク郡	寄付金等
ベトナム	ソラ省における少数民族の生計向上のための農業及び栄養改善事業（第2・3年次）	保健・栄養	ソブコブ県、バックイエン県	受託収入（外務省）、寄付金等
	山岳地域の少数民族を対象とした母子の健康を守るための思春期の性と生殖の健康サービス改善事業	保健・栄養	ムー・チャン・チャイ県、ヴァン・チャン県	寄付金等
	カマウ省・ナムカン県における気候変動に強い沿岸コミュニティ作りに向けた啓発・調査・カーボンクレジット認証事業	気候変動	カマウ省ナムカン県	寄付金等
インドネシア	インドネシア・スマトラ島における森林コミュニティの持続可能な生計と子どもの教育保護の推進に向けたWWFとの連携協力パイロット事業	貧困削減、気候変動、教育他	リアウ州クアンタン・シンギンギ県	受託収入（外務省）、寄付金等
モンゴル	包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業（第1・2年次）	保健・栄養、教育	ウランバートル市、セレンゲ県、バヤンホンゴル県	受託収入（外務省）、寄付金等

モンゴル	学校をベースとした子ども保護メカニズム強化事業	子どもの保護・教育	ウランバートル市、ホブド県、ゴビアルタイ県	寄付金等
	モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業	教育	ウランバートル市ほか	受託収入（教育のためのグローバル・パートナーシップ）、寄付金等
	モンゴル遠隔地の最も脆弱な青少年を対象とした起業・社会情動的スキル養成事業	子どもの貧困	スフバートル県、ゴビスベル県ほか	受託収入（世界銀行）、寄付金等
	モンゴルにおける子どものための植林（My Forest Child）事業	気候変動、教育他	ウランバートル市	寄付金等
	モンゴルにおける子どもおよびユースのための生涯学習センター強化事業（予定）	教育	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県、スフバートル県、フスグル県	受託収入（JICA）、寄付金等
南アジア地域				
バングラデシュ	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプ及びホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善事業（第3期）	緊急・人道支援（水・衛生、シェルター）	チャットグラム管区	受託収入（JPF）、寄付金等
	青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業	子どもの貧困	チャットグラム管区	寄付金等
	ガジプール県における児童労働をはじめとした子どもの保護の課題の予防・対処のためのシステム強化事業（第1年次）（予定）	子どもの保護	ガジプール県	受託収入（外務省）、寄付金等
	青少年を含む子どもを対象としたコックスバザール県における子どもの保護システム強化事業	子どもの保護	チャットグラム管区	寄付金等

ブータン	子どもに優しい社会的保護支援事業	子どもの貧困	未定	寄付金等
中近東・東欧地域				
レバノン	レバノン北部におけるシリア難民の子どものための教育支援強化事業（第5期）	緊急・人道支援（教育）	トリポリ市、ミニエ・ダニエ地区	受託収入（JPF）、寄付金等
トルコ	トルコ・イスタンブールにおける地域のキャパシティ強化を通じた脆弱な状態に置かれた難民およびホストコミュニティの青少年の生計向上支援および心理社会的支援事業	緊急・人道支援（生計向上、心理社会的支援）	イスタンブール	受託収入（JPF）、寄付金等
イエメン	イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育支援事業	緊急・人道支援（教育）	ラヒジュ県	寄付金等
パレスチナ	ガザ地区における持続可能な農業の実践を通じた青少年の生計向上支援事業（第1年次）	保健・栄養、生計向上	ガザ地区	受託収入（外務省）、寄付金等
ルーマニア	ルーマニアにおけるウクライナ難民の子どもを対象とした教育および心理社会的支援事業	緊急・人道支援（教育、心理社会的支援）	未定	寄付金等
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ東部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業（第2・3年次）	保健・栄養、生計向上	モト県	受託収入（外務省）、寄付金等
	ウガンダ・アルア県における子どもの保護強化支援事業（第2・3年次）	子どもの保護	アルア県	受託収入（外務省）、寄付金等
ルワンダ	ルワンダにおける低コスト・プライベートクリニックのモデルづくりを通じた保健医療サービスへのアクセス向上パイロット事業	保健・栄養	キレハ県、キクキロ県	寄付金等

マダガスカル	マダガスカル南東部における栄養改善事業（第1・2年次）	保健・栄養、生計向上	マナンジャリー郡、ヌシヴァリカ郡	受託収入（外務省）、寄付金等
	マダガスカルにおける青少年のエンパワメントを通じた貧困・栄養改善事業	子どもの貧困、保健・栄養	マナンジャリー郡、ヌシヴァリカ郡	寄付金等
南スーダン	南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業（第3期）	緊急・人道支援（子どもの保護）	中央エクアトリア州	受託収入（JPF）、寄付金等
モザンビーク	モザンビーク・ナンブラ州の子どもおよび青少年を対象とした教育へのアクセスおよび生計向上支援事業	教育、生計向上、子どもの保護	ナンブラ州	寄付金等
<b>保健・栄養アドボカシー（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）</b>				
	保健・栄養システムへの ODA 増額とUHC達成に向けた支援の拡大	保健・栄養	日本	受託収入（財団）寄付金等
<b>教育アドボカシー（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）</b>				
	緊急下の教育向けの ODA 増額、ECW（Education Cannot Wait 基金）への拠出増額	教育、緊急・人道支援	日本	受託収入（財団）寄付金等
<b>子どもに対する投資拡大アドボカシー</b>				
	開発資金の拡充に向けた下地づくり	開発	日本	寄付金等
	人道危機に対する投資の拡大	緊急・人道支援	日本	寄付金等

#### b. 日本の子どもを取り巻く課題に関する活動

支援事業分野、事業名		財源
<b>子どもの貧困問題解決</b>		
	中高生に対する給付金提供（全国・春の新入学サポート）	寄付金等
	高校生世代に対する継続型給付金提供（石巻市、中学3年卒業前から高校卒業までの3年間）	寄付金等
	小中高生世代を対象とした体験・エンパワメント活動の実施	寄付金等
	経済的に困難な状況にある子育て世帯への食支援「子どもの食 応援ボックス」（夏・冬）	寄付金等

	低所得世帯向け新生児用品の提供「ハロー！ベビーボックス」（春・秋）	寄付金等
	子どもを対象とした意見表明活動	寄付金等
	子どもの貧困に関する調査	寄付金等
	子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動	寄付金等
	子どもの貧困問題解決に向けた政策提言	寄付金等
	子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	寄付金等
<b>国内緊急支援・防災（災害リスク削減）事業</b>		
	子どもが関わる防災・災害対策の活動やイベント	寄付金等
	子どもへの防災・災害時の行動に関する情報提供	寄付金等
	防災や災害対策における子ども支援者・保護者の能力強化	寄付金等
	自治体や関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化	寄付金等
	防災や災害対策における放課後児童クラブ（学童保育）への連携・能力強化	寄付金等
	防災や災害対策における子どもの保護・支援の強化に向けた社会啓発・政策提言	寄付金等
	国内災害時に対応する組織の強化（職員ロスター制度を含む）	寄付金等
	2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援の継続活動	寄付金等
<b>地域NPO支援事業</b>		
	NPO向け助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」	寄付金等
	NPO向け助成プログラム「まなび・体験ファンド」	寄付金等
	セーブ・ザ・チルドレンの事業と連携・協働できる団体への助成	寄付金等
<b>子どもの権利を基盤とする子ども政策と子ども参加の仕組みづくり</b>		
	国および自治体による子どもの権利に基づく政策・施策の策定と実行	寄付金等
	参加の仕組みづくりと子どもの意見の政策への反映	寄付金等
<b>教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施</b>		
	教員を対象とした子どもの権利教材の制作とコンテンツの追加	寄付金等
	自治体・学校への教材普及および権利教育を行う環境づくり	寄付金等
<b>子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり</b>		
	子ども・ユースの声を聴き、子ども・ユースとの関係性を構築できるプラットフォームの開発	寄付金等
	子どもを取り巻く社会課題に対する子ども・ユースの理解促進、意見形成、意見表明	寄付金等
<b>事業モニタリングと評価</b>		寄付金等
<b>セーフガーディング</b>		
	外部啓発：子ども支援・育成に関わる団体やネットワーク、市民社会などに対するセーフガーディングの啓発と普及支援	寄付金等・受託収入